

令和6年度事業計画
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 事業方針

60万都市から海を挟んでわずか数キロ先に活火山を望む、ここでしか見ることのできない世界に誇れる絶景の主要なピースとなっている鹿児島港において、清潔で快適な港湾環境を維持するために、引き続き、港湾区域及びその周辺水域並びに陸域の清掃を実施し、船舶航行の安全確保や環境整備に努める。

また、美しい海や港を次の世代に引き継ぐために、関係機関と連携し、港湾環境悪化の一因となっているプラスチック類や粗大ごみ等の不法投棄防止を、広く市民・県民等に呼びかけ、啓蒙に努める。

2 事業計画

(1) 海面清掃

鹿児島港（本港区、新港区、鴨池港区、中央港区、谷山一区、谷山二区及び浜平川港区）の港湾区域及びその周辺水域において実施する。

特に、以下の漂流物の収集除去については、例年、船舶事業者等からの要請も多いことから、可能な限り速やかに実施する。

- ① 豪雨や台風通過後の漂流物
- ② 船舶航行の支障となる流木等の漂流物

(2) 陸域清掃

鹿児島港（本港区、新港区、鴨池港区、中央港区、谷山一区、谷山二区及び浜平川港区）の陸域にある野積場等の港湾用地及び臨港道路において実施する。

(3) 港湾施設環境美化

港湾管理者から使用許可を受けた錦江護岸敷を駐車場として管理・運営し、護岸敷及び隣接する臨港道路の環境美化に努める。

(4) 啓蒙宣伝

港湾環境美化に、市民・県民等の理解と協力が得られるよう、以下の手法により本会の活動を周知するとともに、海洋汚染防止やゴミの不法投棄防止等を呼びかける。

- ① ホームページによる本会の概要や活動内容等の発信
- ② フェイスブックによる日常の活動状況等の発信
- ③ 清掃船への横断幕（「ただ今港をお掃除中」）の掲示及び清掃車車体への標語（「港をきれいにしましょう」）の表示
- ④ イベントやメディアを通じた取組状況の発信